

◎ 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対比表（参考資料）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係 ※令和五年四月一日施行）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行
<p>第三十四条の十六 〔略〕</p> <p>② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>第四十五条 〔略〕</p> <p>② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>第三十四条の十六 〔略〕</p> <p>② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>第四十五条 〔略〕</p> <p>② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p>

一・二 〔略〕

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

〔以下略〕

一・二 〔略〕

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

〔以下略〕

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第二条関係 ※令和六年四月一日施行）

（傍線部分は修正部分）

修正案	修正案
<p>第十二条の四〔略〕</p> <p>②〔略〕</p> <p>③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一・二〔略〕</p> <p>三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p>	<p>第十二条の四〔略〕</p> <p>②〔略〕</p> <p>③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一・二〔略〕</p> <p>三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p>